

## 災害危険区域の指定はいたしません

3月11日、東日本大震災の発災によりまして、釜石市は大きな被害を受けました。

これによりまして、防潮堤など防災施設が損壊するとともに、地盤沈下なども相俟って非常に危険な状況が続いてまいりました。

そのような中にありまして、岩手県では、住民の安全確保の観点から建築基準法第39条の規定に基づく災害危険区域の指定について情報提供がありました。これは、防災施設の被害状況や地盤沈下の現状などにより浸水状況データを整理し市町村に情報提供し、条例制定を促すというものであります。

6月中旬にはそうした調査結果の報告があり、地域懇談会などにおいて皆様にご説明させていただいてきたところでございます。

一方、岩手県からは、防潮堤など防災施設の損壊などにより日常的な高潮や高波でも危険であった箇所については、8月までに応急工事も完了し、危険性は改善されるという報告もありました。

これらの情報に基づき、市として検討した結果、災害危険区域の指定をする必要性が無いとの結論に達したところであります。

ただし、これは日常的な高潮や高波に対しての危険性が解消される状況の中での判断であり、依然、津波に対する被災の危険性が全て排除されたわけではございませんので、以下の点には引き続きご協力をお願いいたします。

1 住宅の新築及び増築は自粛をお願いいたします。(応急修繕・復旧などは除きます。)

2 住宅以外の施設の建設については特に自粛のお願いをいたしません  
が、今後、都市計画事業などにより防災・減災機能を高めるなど希望あるまちづくりにむけた土地利用の誘導を行ってまいりますので、ご検討の際にはご相談願います。

<お問合せ先:都市計画課 080-2299-1212、商工労政課 22-2111(内線 326) >

釜石市長 野 田 武 則